

倉口及び出入口等の縁材高さに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編

改正理由

鋼船規則 C 編及び CS 編には、鋼製風雨密蓋を備えた倉口及び出入口等の縁材高さに関する軽減規定を規定していた。

この度、鋼船規則の総合見直しの一環として、当該倉口及び出入口等の縁材高さの軽減規定について見直しを行ったところ、一部現状の取扱いが不明確であることが判明した。

そのため、当該要件に対し、現状の取扱いが明確になるよう関連規定を改めた。

改正内容

鋼製風雨密蓋を備えた倉口及び出入口等の縁材高さに関する軽減規定の要件を明確にした。

改正条項

鋼船規則検査要領 C 編 C20.2.9

鋼船規則検査要領 CS 編 表 CS1.1.1-2.